『立正安国論』成立についての一考察

関 戸 堯 海

下書きや草案ではなく、 みることができるので、『守護国家論』は『立正安 ける重厚な思索を再編整束化した日蓮の初期教学の集大成と た理論書である。また『立正安国論』は『守護国家論』にお た独立した著作であり、反浄土教と法華信仰の正当性を示し 論』に比して『守護国家論』は伝統的な著述形式にのっとっ 論』の下書きとする意見もあるが、勘文である『立 正 安 国 安国論』と同轍であることから『守護国家論』は『立正安国 解説書『録内啓蒙』などには、法然浄土教批判の面で『立正 あるところである。日講(一六二六―九八)が著した日蓮遺文 然の『選択本願念仏集』破折を目的とした 正元元年(一二五 前の執権最明寺入道時頼に進献した「私の勘文」である。 そこには整束された浄土教批判が展開されているため、法 『立正安国論』は日蓮が文応元年(一二六〇)に鎌倉幕府の の『守護国家論』との関連については、 前提とみる方が妥当であろう。そし しばしば指摘の 玉 論しの

> 電立正安国論』は正嘉元年(一二五七)の大地震など頻繁に で立正安国論』は正嘉元年(一二五七)の大地震など頻繁に 発生する天変地変や飢饉・疫病の興起の由来と対治の方法を の比較を試み、また併せて『守護国家論』『十法界明因果鈔』 の比較を試み、また併せて『守護国家論』『十法界明因果鈔』 との関連についても考察することによって『立正安国論』述 との関連についても考察することによって『立正安国論』述 作の経違の一端を明らかにしていきたい。

『災難興起由来』は「正元二年、駐」二月上旬勘之」(定本遺文一六二頁)とあることから、正元二年(二二六〇)二月上旬が、冒頭の前紙が欠けている。『災難対治鈔』は真蹟一 五 紙が中山法華経寺に所蔵されている。そして、この両書は『立が中山法華経寺に所蔵されている。そして、この両書は『立で安国論』進献に先立つこと五ヶ月前に撰述された一連の遺文である。

てまた正元二年(一二六〇) 二月には『立正安国論』の草案と

『立正安国論』成立についての一考察(関 戸)

『災難興起由来』と『災難対治鈔』の引用文と問答の構成でれるのではないかと思われるのである。

かな準備作業を示す一例であるともいえようか。部分もある。これは『立正安国論』進献に向けてのきめ細やほぼ同様な構成ではあるが、問答の順序が入れ替わっているこのように『災難興起由来』と『災難対治鈔』の後半は、

とめるという作業が行なわれている。治鈔』に比較して、『立正安国論』では、なるべく一つにまり用経論疏については同じ文が重ねて引用される『災難対

『金光明経』四天王護国品の、守護の諸天・善神が去って『金光明経』四天王護国品の、守護の諸天・善神が去って『金光明経』四天王護国品の、守護の諸天・善神が去って『炎難対治鈔』では「炎難の日本についての問答」(定一六五頁)「謗法のたど難に値うかについての問答」(定一六五頁)「謗法のたぜ難に値うかについての問答」(定一六五頁)においた。 「大集経』護法品・『法華経』勧持品・『涅槃経』如来性品。 「大集経』護法品・『法華経』勧持品・『涅槃経』如来性品。 「大集経』護法品・『法華経』も、「決難の経証について」(定一大五頁)「謗法のたるにとどまるのである。その他、同様に『仁王経』受持品・ 「大集経』護法品・『法華経』勧持品・『涅槃経』如来性品でどが『立正安国論』では「災難の経証についての問答」(定一六五頁)においた。 「大集経』護法品・『法華経』勧持品・『涅槃経』如来性品でどが『立正安国論』では取りませる。 「大集経』では取りまとめられている。

なわれていることを示すことである。経論疏の整理は同時に間答、すなわち全体の構成の再編が行理が行なわれていることがわかるが、さらに重要なのは引用理が行なわれていることがわかるが、さらに重要なのは引用などが『立正安国論』では取りまとめられている。

る。また『立正安国論』には、「客」が近年うち続く災害や検討した「災難の由来についての問答」(定一六五頁)があ八年八月より正元二年二月に至るまでの種々の災難についてが列挙される「災難の経証について」(定一六三頁)と、建長が列挙される「災難の経証について」(定一六三頁)と、建長拠となるべき『金光明経』『大集経』『仁王経』などの経文拠となるがについて証

	間にしたがって答を明す「大文第七」	を明す (大文第六)	は値いがたきことを明す善知識ならびに真実の法に「大文第五〕	を出すことを明す	第去の音を付台すべき正く 【大文第四】	選択集の誘法の縁起を明す【大文第三】	正像末の仏法の興魔を明す〔大文第二〕	二教を定むることを明す如来の経教において権実〔大文第一〕		『守護国家論』正元元年(三五)
すことの可否についての問答 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の誘法の対治についての問答――――――――――――――――――――――――――――――――――――	④選択集信奉者の中でも難に値うかについての問答 かについての問答 かについての問答	③五常が仏法の五戒にあたる―――	②災難の原因としての五常に――――	①仏法流布以前の災難につ――――					『災難興起由来』正元二年 (三六)
	── ⑬ 災難の対策についての問答──	⑩法華真言等の信奉者がなぜ、	係、その証拠についての問答係、その証拠についての問答と認法の関・・・・	──▼ ⑧災難の原因としての五常に	いての問答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	についての間答の訴法の人と法と、その証拠――――の訴法の人と法と、その証拠――――	を謗ることと、その証拠にを謗ることと、その証拠にを謗ることと、その証拠に	①秀去皆は人弟子と小道のごう へついての問答	②災難の由来についての問答――――	『災難対治鈔』正元二年 (三台)
□誘法の対治についての領解 □誘法の対治についての問答	の災難の対策についての問答の上奏の可否についての問答		承されていく。)	(『寺泊御書』 『開目抄』 等に継	⑤災難の実例についての問答	━▼④誘法の人と法についての問答		3 選法の相状についての問答	●●②災難の経証についての問答	『立正安国論』文応元年(IIKO)

論 経証についての問答」(定二一〇頁)がある。この『立正安国 鬼や外道がやってきて災難を起すのであると答える「災難の 正法を伝える聖人が国を去ってしまったため、そのすきに悪 王 災難が善神捨国にあることの証拠となる経文にどのようなも にもとづき、 のがあるかと質問するのに対して『金光明経』『大集経』『仁 経』『薬師 の 「災難の経証についての問答」は、 世の人々が正法を護らないので国を護る善神や ·経』などの経文を列挙した上で、これらの経文 『災難対治鈔』 の

前記二問答に符合する部分であるとみることができる。

論 果をみちびき出すのであるとする。 あることを知らないがために、 問品の文を引いて、 では悪僧が正法を壊るありさまについて『法華経』勧持品 正法を壊ることと、 去る心を持つのであるとする。また「悪比丘が悪法によって き事を説くので、その教えを信ずる国中の人々は大乗を捨て 『涅槃経』如来性品・『仁王経』嘱累品・『涅槃経』大衆所 のほかにも問答の集約化の作業が読みとれる。 の「大乗経を信奉しない理由についての問答」(定一 国中に悪僧が充満して国を破り仏法を破る縁となるべ では『仁王経』嘱累品と『法華経』 一謗法の相状についての問答」(定二一三頁) その証拠についての問答」(定一六六頁) 謗法の罪を犯す者は自 国を破り仏法を破る重大な結 これに対して『立正安国 他共にその大罪で 勧持品の文を引 において 『災難対

> 華経』 の共通性や論旨の一 と照応するものである。 ている。これは『災難対治鈔』の前記二問答をあわせた論旨 あるようでも内面では仏法を破壊する悪僧がいることを示 善事を成さんや」 (定二一四頁) 如来性品・徳王品の文などを引いて「悪侶を誡めざれば、 は 『災難対治鈔』にも引用のあった『仁王経』 勧持品の文に加えて、 貫性 ほかにも、 と述べ、表面的には仏教隆盛 『法華経』方便品 からみて『災難対治鈔』 論拠とされる引用経論 嘱累品 『涅槃経 あに

整束化されていく様子が 認できるとともに、 『立正安国論』執筆にむけての一連の著作であることが再 以上のような点から『災難興起由来』 引用経論疏と構成が より 災 簡潔なもの 難 対 治 鈔 が 確

わ

かるのである。

したものである。 から日蓮が法然の主張を集約的に捉えた部分を断片的に抜萃 本願念仏集』の文がほとんど同じであることもあげられ を示す事例の一として、 『災難対治鈔』と『立正安国論』 『災難対治鈔』が『立正安国論』 『守護国家論』にも同様な『選択集』 両書に引用されている法然の の引用は、 の準備的著作であること 選択集』全体 から . る。

治鈔』

冒頭に「

勘文」(定一六三頁)

と明記してある点も見逃

また『災難対 まとめられ

り、内容を分散されたりしている場合もある。 正安国論』には符合する問答がいくつかあり、

0

面

بح

せまい。

関係をうかがうことができる。致するといってもよい程で、このことによって両書の密接なの抜萃があるが、『災難対治鈔』と『立正安国論』は全く一

『立正安国論』の『選択集』の引用は、批判を目的として『立正安国論』の『選択集』の引用は、批判を目的として『立正安国論』の『選択集』の引用は、批判を目的としてとがにより外は諸経・諸仏・菩薩・諸天・善神等に捨閉閣抛等のに無智の道俗此の書の中の捨閉閣抛等の字を見て浄土の三部経・した上で「日本国の上下万人深く法然上人を信じて此の書を持ふ。した上で「日本国の上下万人深く法然上人を信じて此の書を持ふ。した上で「日本国の上下万人深く法然上人を信じて此の書を持ふ。した上で「日本国の上下万人深く法然上人を信じて此の書を持ふ。した上で「日本国の上下万人深く法然上人を信じて此の書を持ふ。した上で「日本国の上下万人深く法と、はば同じ文を引用をのであるが、『災難対治学の字を見出するとができる。

出すことができる が、その一方で構成の簡素化と新たな加筆などの断続性も見 構成などにおいて連続性のあることが確認できた ので 『災難対治鈔』 選択集流布以前の災難についての問答」(定一六八頁)「災 。立正安国論』では削られていることがわかる 両書を比較してみると、 『災難対治鈔』と『立正安国論』には引用経論疏・問答の 中盤の問答について内容的な検討を試みると 『災難対治鈔』 中盤 が、 0 引 き 用 らに 文が ある

ると思われるのである。

る『涅槃経』引用による謗法対治の検討が下敷きとなっていていることである。そして、そこには『守護国家論』におけていることである。そして、そこには『守護国家論』における『涅槃経』引用による謗法対治の検討が不敷きとなっている『涅槃経』引用による謗法対治の検討が不敷きとなっている。『涅槃経』引用による謗法対治の検討が下敷きとなっていると思われるのである。

た思想として注目されている。
は対治についての説示は、日蓮の宗教者としての行動を支えとすのと考えられる。その一方で金剛身品などにみられる謗達多の悪人成仏とも相俟って、日蓮の唱題成仏論へと結びつ達の悪経』の一切衆生悉有仏性・一闡提成仏の思想は提婆

る点、すなわち破邪顕正の面からの受容の特徴を 示して いする者を対治すべきことを説く経文として受け止められてい『立正安国論』の『涅槃経』の引用は、正法法華経を誹謗

る。

の「大文第四 謗法の者を対治すべき証文を出だす」「大文の「大文第四 謗法の者を対治すべき証文を出だす」「大文なく、『守護国家論』の引用と重なるものばかりではない。この点からしても『守護国家論』が『立正安国論』の下書きこの点からしても『守護国家論』が『立正安国論』の下書きこの点からしても『守護国家論』が『立正安国論』の下書きこの点からしても『守護国家論』が『立正安国論』の下書きこの点からしても『守護国家論』が『空経経』が頻繁に引用されており、『守護国家論』では『涅槃経』が頻繁に引用されており、『守護国家論』では『涅槃経』が頻繁に引用されており、『守護国家論』では『涅槃経』が頻繁に引用されており、『守護国家論』では『涅槃経』が頻繁に引用されており、『守護国家論』では『涅槃経』が頻繁に引用されており、

である。

善神が去ってしまい多くの災難が起ると説く文を引用するの明経』四天王護国品から、人々が正法を信じないので守護の上菩提を得るべきことが明らかにされる。引き続いて『金光対治し、正法の比丘を守護する者は、先世の重罪を滅して無『涅槃経』の文に基づくならば、武器を帯びて悪法の比丘を滅して必ず無上道を証せんと定めたまふ」(定一一五頁)と述べ、

このように『仁王経』『大集経』『涅槃経』『金光明経』などの経証に基づき、正法の比丘を守護することなく悪法が流どの経証に基づき、正法の比丘を守護することなく悪法が流どの経証に基づき、正法の比丘を守護することなく悪法が流どの経証に基づき、正法の比丘を守護することなく悪法が流どの経証に基づき、正法の比丘を守護することなり悪法が流どの経証に基づき、正法の比丘を守護することを提唱するのである。

重なることが指摘できる。

法華・涅槃に依る行者の用心を明す」における引用と

て、『守護国家論』大文第四における主張と軌を一にするもある『選択集』の流布をとどめることが主張されるのであっ選国論』では災難対治の方策として、正法を謗る邪義の根本で護国家論』大文第四と共通する経文である。加えて『立正安護国家論』大文第四と共通する経文である。加えて『立正安と』を持品・『涅槃経』寿命品・金剛身品の文は『守管』をみてみると、災難を対治する経証として引用されるのがあるがえって『立正安国論』の「災難の対策についての問ひるがえって『立正安国論』の「災難の対策についての問

のである。

の「災難の対策についての問答」と同様なものであるとみるの「災難の対策についての問答」と同様なものであるとみます」では『涅槃経』金剛身品の文を拠りどころとして、在家の者も謗法を対治することによって生死の迷いの世界を離れの者も謗法を対治することによって生死の迷いの世界を離れることを明し、さらに『選択集』批判を再説する こと を 明死を離るべく、悪法を持つに依て三悪道に堕する こと を 明死を離るべく、悪法を持つに依て三悪道に堕する こと を 明死を離るべく、悪法を持つに依て三悪道に堕する こと を 明死を離るべく、悪法を持つに依て三悪道に堕するとみるの「災難の対策についての問答」と同様なものであるとみるの、ことでは『注解を書きる。

ことができる。

引用されるのが、 行品の文であり、 の所説をうけて謗法堕獄についての検討がすすめ られて い のとされている。 ことから、三カ月後に著述される『立正安国論』へ連なるも して此の経を毀謗せば、則ち一切世間の仏種を断ぜん」を重説する 強調して、その論拠として『法華経』譬喻品の「若し人信ぜず 古写本がある。本書では三悪道に堕する因として謗法堕獄を あることが注目できる。『十法界明因果鈔』は文応元年(一 引用と共通する『涅槃経』の文が『十法界明因果鈔』に二文 二六〇)四月の著作で、真蹟は現存しないが身延三世日 進 の 加えて『立正安国論』の「災難の対策についての問答」の 「殺」に三種あることを説く『涅槃経』梵 その十界因果を明す中の「第一 『観仏三昧経』『正法念経』や『涅槃経 地獄界」に

この点で『守護国家論』とともに、

『十法界明因果鈔』

と考えられるのである。安国論』の「災難の対策についての問答」に反映されているの「第一地獄界」における謗法堕獄についての検討が『立正

られるのである。 敷きとして補強された所説が展開している問答であると考え 敷きとして補強された所説が展開している問答」は『守護 国論』の第七番問答「災難の対策についての問答」は『守護 以上のように、九間九答および客の領解からなる『立正安

の発展の過程を知る上で、着目すべき重要な点であるといえま界明因果鈔』における検討の成果を充分に踏まえた上で、法界明因果鈔』における検討の成果を充分に踏まえた上で、法界明因果鈔』における検討の成果を充分に踏まえた上で、法界明因果鈔』における検討の成果を充分に踏まえた上で、法界明因果鈔』における検討の成果を充分に踏まえた上で、法界明因果鈔』における検討の成果を充分に踏まえた上で、法界明因果鈔』における検討の成果を充分に踏まえた上で、

 よう。

(註記略)

(立正大学講師)